

報告第1号

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例急施専
決処分報告について

特定任期付職員の給料月額を改定するとともに、特定任期付職員の期末手当の支給割合を改めるため、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する必要があるが生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年12月3日管理者において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和7年2月13日

大阪広域環境施設組合管理者 横山英幸

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 [同左]	
号給	給料月額	号給	給料月額
1	<u>342,800円</u>	1	<u>339,000円</u>
2	<u>387,300円</u>	2	<u>383,000円</u>
3	<u>431,400円</u>	3	<u>426,600円</u>

4	<u>489,300円</u>	4	<u>483,900円</u>
5	<u>568,500円</u>	5	<u>562,200円</u>
6	<u>664,300円</u>	6	<u>656,900円</u>
7	<u>776,200円</u>	7	<u>767,600円</u>
<p>[2～4 略]</p> <p>(職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同項中「定める額」とあるのは、「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額）」とする。</p>		<p>[2～4 同左]</p> <p>(職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第9条 [同左]</p> <p>[2 同左]</p> <p>3 特定任期付職員に対する職員の期末手当及び勤勉手当に関する条例第2条第2項第1号及び第4項の規定の適用については、同号中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同項中「定める額」とあるのは、「定める額（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第15号）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員にあっては、他の給料表の適用を受ける職員との均衡を考慮して組合規則で定める額）」とする。</p>	
備考 表中の[]の記載は注記である。			

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の規定は、令和6年4月1日から適用し、改正後の条例第9条第3項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 この条例による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて令和6年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(施行の細目)

- 4 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に伴う清算その他必要な事項は、管理者が定め

る。

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略